

## 特定外来生物被害防止基本方針(変更案)に関するパブリックコメント実施結果

・「特定外来生物被害防止基本方針(変更案)」に関するパブリックコメントを10月10日(木)から11月9日(土)まで実施した。意見提出のあった個人・団体の数は138であり、延べ意見数は831件あった。その内訳は次の通りである。

### 1. 意見提出者の内訳

	メール	FAX	郵送	合計
個人	69	48	15	132
団体	4	1	1	6
計	73	49	16	138

※本パブリックコメントへの意見であることが明記されていない等、要件を満たしていないものを除く。

### 2. テーマ別の意見件数 (延べ意見数 831件)

#### (1)「特定外来生物被害防止基本方針(変更案)」の個別箇所を指定した意見(826件)

第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想	
1 背景	0 件
2 課題認識	0 件
3 被害防止の基本的な方針	246 件
第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項 (冒頭)	1 件
1 選定の前提	2 件
2 被害の判定の考え方	2 件
3 選定の際の考慮事項	11 件
4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取	0 件
第3 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項	
1 飼養等許可の考え方	123 件
2 個体の処分	24 件
3 輸入の禁止	0 件
4 譲渡し等の禁止	0 件
5 放出等の許可の考え方	1 件
6 立入り等	0 件
第4 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項 (冒頭)	146 件
1 防除の公示に関する事項	125 件
2 防除の実施に関する事項	139 件
3 その他	1 件
第5 輸入品等の検査等に係る基本的な事項	
1 特定外来生物等が付着し、又は混入しているおそれのある輸入品等の検査に係る事項	0 件
2 特定外来生物等が付着し、又は混入している輸入品等の消毒又は廃棄に係る事項	1 件
3 命令の手順及び基準の設定に係る意見の聴取	0 件
第6 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項	
1 未判定外来生物	0 件
2 種類名証明書の添付を要しない生物	0 件
3 科学的知見の充実	0 件
4 国民の理解の増進	4 件
5 その他	0 件

#### (2)「特定外来生物被害防止基本方針(変更案)」の箇所を指定しない個別の意見(5件)

・学術研究のための放出について反対	1 件
・外来生物について殺処分ではなく生かすべき	2 件
・外来生物問題は人間の責任であることを認識すべき	1 件
・輸入規制と不妊措置によるコントロールを行うべき	1 件

パブリックコメント意見・対応一覧

No.	頁	行	意見	理由	対応	修正有無	意見数
1	3	3-8	「特定外来生物に該当するか否かの知見がなく、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物については、未判定外来生物として指定し、おそれがあるか否かの判定が終了するまで輸入制限を実施する。特定外来生物に指定されていない外来生物についても、その状況把握に努め、被害又はそのおそれが確認できた場合には、既存制度での対応状況等を踏まえ、特定外来生物の選定について適切に検討する。」を「外来生物はすべて、輸入禁止とする」に書き換えるべき。	そもそも外来生物を輸入しなければ、在来の生態系に悪影響を及ぼすことはない。水際で防ぐことが重要。とくに動物にとって輸出入は大きな負担であり、動物愛護の観点からも、外来生物の一律輸入禁止が望ましい。	<p>外来生物にも侵略性が低く、有用性の高いものも多いことから、外来生物法では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を規制しています。</p> <p>特定外来生物の指定は、その被害に係る科学的な知見に基づき行われますが、この知見がないものの、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある外来生物については、未判定外来生物として指定し、輸入にあたって事前の届出を義務付けています。被害を及ぼすものであるかどうかの判定が行われ、被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知がなされるまでは未判定外来生物は輸入できないこととなります。生態系等に係る被害の防止の観点から、予防的観点に立ち、未判定外来生物に指定するよう努めることを第61(1)エとして記載しています。</p> <p>なお、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。</p>		19
2	3	3-8	外来生物はすべて、輸入禁止とすべき。また、国内で繁殖させた外国由来の生物の販売も厳しく規制すべき。	これまでの外来生物問題の事例から、生物が生態系にどのような影響を与えるかどうかは、だいた先にならないと分からないため、全て輸入禁止を原則とすべき。外来生物問題の根本対策は、国内に外来生物を入れないこと、また野に広がるきっかけを防ぐことである。京都市内では一昨年、ゲームセンターのクレーンゲームの景品がインドネシア原産のミドリフグやメキシコ原産のウーパールーパーだったことがあり、動物愛護の観点からも問題。	<p>外来生物にも侵略性が低く、有用性の高いものも多いことから、外来生物法では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を規制しています。</p> <p>特定外来生物の指定は、その被害に係る科学的な知見に基づき行われますが、この知見がないものの、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある外来生物については、未判定外来生物として指定し、輸入にあたって事前の届出を義務付けています。被害を及ぼすものであるかどうかの判定が行われ、被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知がなされるまでは未判定外来生物は輸入できないこととなります。生態系等に係る被害の防止の観点から、予防的観点に立ち、未判定外来生物に指定するよう努めることを第61(1)エとして記載しています。</p> <p>なお、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。</p> <p>また、特定外来生物については、国内で繁殖させたものであっても、規制の対象です。</p>		1
3	3	3-8	意見No.1と同一	輸入さえしなければ問題は起こらないし、被害の恐れが確認できた後では対応ができなくなる可能性が見えるから	<p>外来生物にも侵略性が低く、有用性の高いものも多いことから、外来生物法では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を規制しています。</p> <p>特定外来生物の指定は、その被害に係る科学的な知見に基づき行われますが、この知見がないものの、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある外来生物については、未判定外来生物として指定し、輸入にあたって事前の届出を義務付けています。被害を及ぼすものであるかどうかの判定が行われ、被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知がなされるまでは未判定外来生物は輸入できないこととなります。生態系等に係る被害の防止の観点から、予防的観点に立ち、未判定外来生物に指定するよう努めることを第61(1)エとして記載しています。</p> <p>なお、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。</p>		1

No.	頁	行	意見	理由	対応	修正有無	意見数
4	3	3-8	意見No. 1と同一	輸入された揚句に殺処分されていることにもっと責任を感じなければならないから	<p>外来生物にも侵略性が低く、有用性の高いものも多いことから、外来生物法では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を規制しています。</p> <p>特定外来生物の指定は、その被害に係る科学的な知見に基づき行われますが、この知見がないものの、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある外来生物については、未判定外来生物として指定し、輸入にあたって事前の届出を義務付けています。被害を及ぼすものであるかどうかの判定が行われ、被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知がなされるまでは未判定外来生物は輸入できないこととなります。生態系等に係る被害の防止の観点から、予防的観点に立ち、未判定外来生物に指定するよう努めることを第61(1)エとして記載しています。</p> <p>なお、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。</p>		1
5	3	3-8	意見No. 1と同一	日本は有数の生物輸入大国で、その結果多くの命が駆除されていることを考えると、輸入制限では甘く輸入自体を禁止するくらい厳しい施策が必要だからです。	<p>外来生物にも侵略性が低く、有用性の高いものも多いことから、外来生物法では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を規制しています。</p> <p>特定外来生物の指定は、その被害に係る科学的な知見に基づき行われますが、この知見がないものの、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある外来生物については、未判定外来生物として指定し、輸入にあたって事前の届出を義務付けています。被害を及ぼすものであるかどうかの判定が行われ、被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知がなされるまでは未判定外来生物は輸入できないこととなります。生態系等に係る被害の防止の観点から、予防的観点に立ち、未判定外来生物に指定するよう努めることを第61(1)エとして記載しています。</p> <p>なお、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。</p>		89
6	3	3-8	意見No. 1と同一	そもそも外来生物を輸入しなければ、在来の生態系に悪影響を及ぼすことはないし、少なくとも今度起きるであろう問題解決にはなる。蛇口を締めなくては根本的な問題解決にはならないと思う。	<p>外来生物にも侵略性が低く、有用性の高いものも多いことから、外来生物法では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を規制しています。</p> <p>特定外来生物の指定は、その被害に係る科学的な知見に基づき行われますが、この知見がないものの、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある外来生物については、未判定外来生物として指定し、輸入にあたって事前の届出を義務付けています。被害を及ぼすものであるかどうかの判定が行われ、被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知がなされるまでは未判定外来生物は輸入できないこととなります。生態系等に係る被害の防止の観点から、予防的観点に立ち、未判定外来生物に指定するよう努めることを第61(1)エとして記載しています。</p> <p>なお、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。</p>		1

No.	頁	行	意見	理由	対応	修正有無	意見数
7	3	3-8	意見No.1と同一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たとえ少数でも、繁殖力の強い生物がひとたび入ってくれば、捨てられるなどした個体が繁殖して爆発的に増加する可能性があり、そうすると元々そこにいた生物に影響がでます。これ以上日本の生態系を壊さないためには、輸入制限ではなく、輸入を禁止すべきです。</li> <li>・外来生物が増えて問題となつてから殺すのは非人道的、かつ経済的にも無駄です。</li> <li>・外来生物と共にどんな病原菌が入ってくるかもしれません。</li> </ul>	<p>外来生物にも侵略性が低く、有用性の高いものも多いことから、外来生物法では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を規制しています。</p> <p>特定外来生物の指定は、その被害に係る科学的な知見に基づき行われますが、この知見がないものの、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある外来生物については、未判定外来生物として指定し、輸入にあたって事前の届出を義務付けています。被害を及ぼすものであるかどうかの判定が行われ、被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知がなされるまでは未判定外来生物は輸入できないこととなります。生態系等に係る被害の防止の観点から、予防的観点に立ち、未判定外来生物に指定するよう努めることを第61(1)エとして記載しています。</p> <p>なお、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。</p>		1
8	3	3-8	「外来生物の輸入はすべて禁止する」にしてください	<p>「アライグマ、ラスカル」という番組で人気者となり日本に連れてこられたアライグマ達が犠牲になっています。このような番組を制作した会社にも責任があるにもかかわらず未だにラスカルのキャラクターグッズを販売して儲けています。企業や業者は儲けて、公金で駆除しなければならぬ現状に憤慨しています。輸入を禁止することが大事だと思います。</p>	<p>外来生物にも侵略性が低く、有用性の高いものも多いことから、外来生物法では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を規制しています。</p> <p>特定外来生物の指定は、その被害に係る科学的な知見に基づき行われますが、この知見がないものの、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある外来生物については、未判定外来生物として指定し、輸入にあたって事前の届出を義務付けています。被害を及ぼすものであるかどうかの判定が行われ、被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知がなされるまでは未判定外来生物は輸入できないこととなります。生態系等に係る被害の防止の観点から、予防的観点に立ち、未判定外来生物に指定するよう努めることを第61(1)エとして記載しています。</p> <p>なお、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。</p>		1
9	3	3-8	「外来生物の輸入を禁止する」とするべきです。	<p>アライグマがテレビアニメの影響で人気となり輸入された挙げ句、捨てられ増えて、駆除されています。このことを苦い教訓として、すべての原因となる輸入を禁止すべき。</p>	<p>外来生物にも侵略性が低く、有用性の高いものも多いことから、外来生物法では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を規制しています。</p> <p>特定外来生物の指定は、その被害に係る科学的な知見に基づき行われますが、この知見がないものの、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある外来生物については、未判定外来生物として指定し、輸入にあたって事前の届出を義務付けています。被害を及ぼすものであるかどうかの判定が行われ、被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知がなされるまでは未判定外来生物は輸入できないこととなります。生態系等に係る被害の防止の観点から、予防的観点に立ち、未判定外来生物に指定するよう努めることを第61(1)エとして記載しています。</p> <p>なお、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。</p>		1

No.	頁	行	意見	理由	対応	修正有無	意見数
10	3	3-8	<p>「特定外来生物に該当するか否かの知見が無く、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物については、未判定外来生物として指定し、おそれがあるか否かの判定が終了するまで輸入制限を実施する。特定外来生物に指定されていない外来生物についても、その状況把握に努め、被害又はそのおそれが確認できた場合には、既存制度での対応状況等を踏まえ、特定外来生物の選定について適切に検討する。」を次のようにしてください</p> <p>「特定外来生物に該当するか否かの知見が無く、被害を及ぼすおそれのあるものである疑いのある外来生物については輸入禁止とする。」</p>	問題の蛇口を閉めなければならないので外来生物の一律輸入禁止が望ましい。	<p>外来生物にも侵略性が低く、有用性の高いものも多いことから、外来生物法では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を規制しています。</p> <p>特定外来生物の指定は、その被害に係る科学的な知見に基づき行われますが、この知見がないものの、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある外来生物については、未判定外来生物として指定し、輸入にあたって事前の届出を義務付けています。被害を及ぼすものであるかどうかの判定が行われ、被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知がなされるまでは未判定外来生物は輸入できないこととなります。生態系等に係る被害の防止の観点から、予防的観点に立ち、未判定外来生物に指定するよう努めることを第61(1)エとして記載しています。</p> <p>なお、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。</p>		1
11	3	3-8	<p>「特定外来生物に該当するか否かの知見が無く、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物については、未判定外来生物として指定し、おそれがあるか否かの判定を終了するまで輸入制限を実施する。特定外来生物に指定されていない外来生物についても、その状況把握に努め、被害又はそのおそれが確認できた場合には、既存制度での対応状況等を踏まえ、特定外来生物の選定について適切に検討する。」の中の「おそれがあるか否かの判定を終了するまで」を削除してください。</p>	考えられる外来生物について、万が一輸入された場合として逸走や遺棄の結果どのような影響があるかを早急に研究シミュレーションしておき、あらかじめ悪影響が予測されるものは今から輸入禁止の措置を取るべきだと思います。	<p>外来生物法では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を規制しています。</p> <p>特定外来生物の指定は、その被害に係る科学的な知見に基づき行われますが、この知見がないものの、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある外来生物については、未判定外来生物として指定し、輸入にあたって事前の届出を義務付けています。被害を及ぼすものであるかどうかの判定が行われ、被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知がなされるまでは未判定外来生物は輸入できないこととなります。生態系等に係る被害の防止の観点から、予防的観点に立ち、未判定外来生物に指定するよう努めることを第61(1)エとして記載しています。</p> <p>なお、原案のままとさせていただきますが、被害を及ぼすおそれがあると判定された未判定外来生物は特定外来生物に指定されることから、ご意見の趣旨に対応しているものと考えます。</p>		5
12	3	3-8	「すべての外来生物の輸入を厳しく制限する」に書き換えてください。	日本は個人あたりの野生動物の消費量は世界一と言われています。海外の野生動物を大量に輸入している結果、外来種問題が起こっているといっても過言ではありません。外来生物の輸入は、海外のその動物の生息地の生態系のバランスを脅かしています。地球規模での生物多様性の保全のために、日本が外来生物の輸入を厳しく制限することは、重要な施策であると考えます。	<p>外来生物にも侵略性が低く、有用性の高いものも多いことから、外来生物法では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を規制しています。</p> <p>特定外来生物の指定は、その被害に係る科学的な知見に基づき行われますが、この知見がないものの、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある外来生物については、未判定外来生物として指定し、輸入にあたって事前の届出を義務付けています。被害を及ぼすものであるかどうかの判定が行われ、被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知がなされるまでは未判定外来生物は輸入できないこととなります。生態系等に係る被害の防止の観点から、予防的観点に立ち、未判定外来生物に指定するよう努めることを第61(1)エとして記載しています。</p> <p>なお、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。</p>		1

No.	頁	行	意見	理由	対応	修正有無	意見数
13	3	3-8	意見No.12と同一	輸入規制くらいでは効果が上がらないと思うので。	<p>外来生物にも侵略性が低く、有用性の高いものも多いことから、外来生物法では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を規制しています。</p> <p>特定外来生物の指定は、その被害に係る科学的な知見に基づき行われますが、この知見がないものの、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある外来生物については、未判定外来生物として指定し、輸入にあたって事前の届出を義務付けています。被害を及ぼすものであるかどうかの判定が行われ、被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知がなされるまでは未判定外来生物は輸入できないこととなります。生態系等に係る被害の防止の観点から、予防的観点に立ち、未判定外来生物に指定するよう努めることを第61(1)エとして記載しています。</p> <p>なお、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。</p>		1
14	3	3-8	「特定外来生物に該当するか否かの知見がなく、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物については、未判定外来生物として指定し、おそれがあるか否かの判定を終了するため輸入制限を実施する。特定外来生物に指定されていない外来生物についても、その状況把握に努め、被害又はそのおそれが確認できた場合には、既存制度での対応状況等を踏まえ、特定外来生物の選定について適切に検討する。」を「被害を及ぼすおそれがある疑いのある外来生物はすべて輸入禁止とする」にしてください。	被害を予想判定している間に輸入されてのちに被害を起こし始めても対応できないため	<p>外来生物法では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を規制しています。</p> <p>特定外来生物の指定は、その被害に係る科学的な知見に基づき行われますが、この知見がないものの、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある外来生物については、未判定外来生物として指定し、輸入にあたって事前の届出を義務付けています。被害を及ぼすものであるかどうかの判定が行われ、被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知がなされるまでは未判定外来生物は輸入できないこととなります。生態系等に係る被害の防止の観点から、予防的観点に立ち、未判定外来生物に指定するよう努めることを第61(1)エとして記載しています。</p> <p>なお、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。</p>		1
15	3	3-8	意見No.1と同一	判定が遅れば後の対策には多大な労力と費用がかかるから	<p>外来生物にも侵略性が低く、有用性の高いものも多いことから、外来生物法では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を規制しています。</p> <p>特定外来生物の指定は、その被害に係る科学的な知見に基づき行われますが、この知見がないものの、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある外来生物については、未判定外来生物として指定し、輸入にあたって事前の届出を義務付けています。被害を及ぼすものであるかどうかの判定が行われ、被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知がなされるまでは未判定外来生物は輸入できないこととなります。生態系等に係る被害の防止の観点から、予防的観点に立ち、未判定外来生物に指定するよう努めることを第61(1)エとして記載しています。</p> <p>なお、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。</p>		1

No.	頁	行	意見	理由	対応	修正有無	意見数
16	3	12-14	「既に定着し被害を及ぼしている特定外来生物については、被害の程度と必要性に応じて生態系からの完全排除、封じ込め等の防除を計画的かつ順応的に実施する。防除の実施に際しては、地域の生態系に悪影響を及ぼすことのないよう配慮する。」のうち「完全排除、封じ込め等の」の部分削除するべき。	このような言葉は動物愛護の精神のかけたものである。「防除」でよい。	ここでは、被害の程度等に応じた計画的かつ順応的な防除の方針として例示をしています。完全排除や封じ込め等を目指した取組は外来生物対策において不可欠なものと考えています。		18
17	3	12-14	意見No. 16と同一	排除や封じ込めという語彙には生物に対する憎悪のイメージが色濃く、人間の勝手に運命を左右される罪なき生物に対して使うべきではないから	ここでは、被害の程度等に応じた計画的かつ順応的な防除の方針として例示をしています。完全排除や封じ込め等を目指した取組は外来生物対策において不可欠なものと考えています。		1
18	3	12-14	意見No. 16と同一	非常に戦闘的な単語であり、生き物に対して使うべきではないから	ここでは、被害の程度等に応じた計画的かつ順応的な防除の方針として例示をしています。完全排除や封じ込め等を目指した取組は外来生物対策において不可欠なものと考えています。		1
19	3	12-14	意見No. 16と同一	国民にその生物に対する嫌悪感を植え付け虐待や遺棄の誘発につながる表現だからです。	ここでは、被害の程度等に応じた計画的かつ順応的な防除の方針として例示をしています。完全排除や封じ込め等を目指した取組は外来生物対策において不可欠なものと考えています。		89
20	3	12-14	意見No. 16と同一	悪いのは外来生物ではなく、人間です。この表現では生物が悪いように思う人が出てきて、命と思わずに殺してよい対象と思われる可能性があります。	ここでは、被害の程度等に応じた計画的かつ順応的な防除の方針として例示をしています。完全排除や封じ込め等を目指した取組は外来生物対策において不可欠なものと考えています。		1
21	3	12-14	「完全排除」、「封じ込め」という言葉を使わないでください。	教育上良くない言葉だと思います。学校に蔓延している「いじめ」に通じます。	ここでは、被害の程度等に応じた計画的かつ順応的な防除の方針として例示をしています。完全排除や封じ込め等を目指した取組は外来生物対策において不可欠なものと考えています。		1
22	3	12-14	意見No. 16と同一	完全防除、封じ込めをしなければならぬのは輸入の場面であり、入口の部分に甘く、出口部分に厳しくしても問題の解決からは遠いのではないかと。このような表現を使うとすれば利益のために輸入しようとする人間に対して使うべきである。	ここでは、被害の程度等に応じた計画的かつ順応的な防除の方針として例示をしています。完全排除や封じ込め等を目指した取組は外来生物対策において不可欠なものと考えています。なお、特定外来生物は輸入が原則として禁止されています。		1
23	3	12-14	「既に定着し被害を及ぼしている特定外来生物については、被害の程度と必要性に応じて適切な防除を計画的かつ順応的に実施する。防除の実施に際しては、地域の生態系に悪影響を及ぼすことのないよう配慮する。」にしてください。	排除とか封じ込めとかいう言葉には命に対する心配りが感じられないから。「適切な」という言葉で十分意味が分かるからです。	ここでは、被害の程度等に応じた計画的かつ順応的な防除の方針として例示をしています。完全排除や封じ込め等を目指した取組は外来生物対策において不可欠なものと考えています。		5
24	3	12-14	意見No. 16と同一	これらの語彙は外来生物に対する国民の過剰な嫌悪感を呼び起こすものであり、手元にいる特定外来生物の遺棄や、国民がこれらの生物を発見した時に残酷な殺傷を行う可能性があるため	ここでは、被害の程度等に応じた計画的かつ順応的な防除の方針として例示をしています。完全排除や封じ込め等を目指した取組は外来生物対策において不可欠なものと考えています。		1
25	3	12-14	意見No. 16と同一	安易にこれらのことばを用いることで、必要以上の恐怖心を与えるのは適切ではないから	ここでは、被害の程度等に応じた計画的かつ順応的な防除の方針として例示をしています。完全排除や封じ込め等を目指した取組は外来生物対策において不可欠なものと考えています。		1
26	3	12-24	「完全排除、封じ込め等の」部分を削除してください。	輸入して一度増え広がってしまえば完全排除、封じ込めは不可能ではないでしょうか。住み分け等の共生方法も考えるべき。	ここでは、被害の程度等に応じた計画的かつ順応的な防除の方針として例示をしています。なお、分布を拡大する前の初期の段階で計画的に防除を行うことによって完全排除を目指した取組や、分布を拡大させないよう一部の地域に封じ込める取組が進められており、効果をあげているものがあります。ということは不可能ではありません。こうした目標を明確にし、計画的かつ順応的に防除を実施していくことが必要と考えています。		1

No.	頁	行	意見	理由	対応	修文有無	意見数
27	3	15-17	「国土保全等の役割を果たしてきたものもあり」を「国土保全や我が国の食料の安定供給に貢献しているものもあり」というような内容に改正願いたい。	国土保全等の役割を果たしてきた、との記述だと所定の役割を果たし終えれば不要という評価を受けかねない。ハリエンジュ（ニセアカシア）のように、蜜蜂の主要な蜜源植物として利用され、健康食品である蜂蜜の蜂製品の提供ばかりではなく、花粉交配用蜂蜜として、日本の園芸・果樹等の農業生産に大きな役割を果たしているのが現状であり、昨今のミツバチ不足で社会問題になったように、ミツバチがいなければ日本社会における食の安定供給は不可能になるものと思われる。そのような事実があることは広く理解してもらわなくてはならない。	ご意見を踏まえ、「国土保全や食料の安定供給に貢献しているものもあり」に修正します。	○	1
28	3	38	理解はできませんが、クサガメの交雑種が現れているということに問題意識を持つわたしには、クサガメが外来種なのかどうか定かでない時点で、この一文がひじょうにわかりにくくなりました。	私のフィールドでは、ウンキウ（クサガメ×イシガメ）、クサガメ×ハナガメを捕獲したことがあります。おそらく両者とも本来の自然界ではありえない現象だと思いますし、遺伝子汚染ということになり決してよいことではないでしょう。が、クサガメが外来種なのか外来種なのか分からない時点で、ウンキウの場合は、この部分は該当しなくなりますね。	クサガメは外来種である可能性を指摘する学術論文はありますが、江戸時代の文献記録があることから第2 1 ア により、現時点では特定外来生物の対象としていません。		1
29	4	23	アカシアは、人為的か、自然災害によって表土を削られた場所を好む。由に自然林または造林地でも、アカシアが生えても、回りの木々が、アカシア以上の高さになれば、成長を止められるか、淘汰されるように見られる。アカシアの木を、特定外来生物に指定しないでほしい。		個別の種の選定にあたっては、本基本方針「第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項」に従って検討されるものであり、科学的知見に基づき被害を判定するとともに、適正な執行体制の確保、指定に伴う社会的・経済的影響も考慮することとしています。		1
30	4	24	小樽でアカシアのハチミツを採集するため、アカシアの林に蜂箱を置いている所があります。蜂箱の前側は4年前からアスパラ畑をやめ放棄地になり、アカシアの木が増えています。しかし、直ぐ横にはカラマツの林がありますが、アカシアの木が在来のカラマツの林を駆逐していません。それは、私が22歳の時から見てきての現状です。私は今61才です。アカシアの木は在来植物を駆逐する植物でないと考察しています。アカシアの木を特定外来生物に指定しないで欲しい。		個別の種の選定にあたっては、本基本方針「第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項」に従って検討されるものであり、科学的知見に基づき被害を判定するとともに、適正な執行体制の確保、指定に伴う社会的・経済的影響も考慮することとしています。		1
31	4	6-8	「概ね明治元年以降に我が国に導入されたと考えるのが妥当な生物を特定外来生物の選定の対象とする。」というの根拠がない。	昔から日本は外国との交流が盛んで、日本人自身ももとは大陸から渡ってきた外来種である。明治時代以前と以降とで問題がある・ないを分けることに違和感を覚える。	外来種に関する情報の基礎となる現行の生物分類に関する科学的な知見は、我が国では明治時代以降に整理されてきたこと、外来種問題が顕在化する根本原因として貿易や物流がそれまでに比べ飛躍的に増大するのは鎖国が終わった明治時代以降であることなどを踏まえて、明治元年以降としています。		1
32	4	14-17	日本でも徐々に遺伝子組み換え作物の栽培が許可されるようになってきている。遺伝子組み換え作物の種子が、周囲の自然界に飛散する可能性があることから、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」で遺伝子組み換え作物の規制をしっかりと行うべき。	外来生物と在来生物が交雑したら遺伝子が汚染されるとして交雑した生物を駆除する一方で、遺伝子組み換え作物を認めようとする国の動きは矛盾甚だしい。	遺伝子組換え生物に関する規制については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき実施されているところです。		1
33	5	16	「社会的に積極的な役割を果たしている外来生物」の表現に、考え込んでしまった。	そういえば、ミシシッピアカミミガメはカメ好きの気持ちを和ませるのに役立った。オオキンケイギクは、道路端をきれいに見せるのに役立った。…などなど確かにそうですね。ちょっと変かな？と思いつつも、ここをどう変えたいのかというアイデアが浮かびません。	ご意見は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。		1
34	5	17	アカシアは日本の養蜂業にとってなくてはならない蜜源植物である。地域の土質等の影響もあるが、活用地域が極めて広く、南は九州宮崎から北は北海道まで蜜源として利用されている。アカシアの木を、特定外来生物に指定しないでほしい。		個別の種の選定にあたっては、本基本方針「第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項」に従って検討されるものであり、科学的知見に基づき被害を判定するとともに、適正な執行体制の確保、指定に伴う社会的・経済的影響も考慮することとしています。		1

No.	頁	行	意見	理由	対応	修文有無	意見数
35	5	17	アカシアを蜜源として利用した蜂群は、群勢が良くなり、交配群を生産することが出来るようになる。アカシアの木を、特定外来生物に指定しないでほしい。		個別の種の選定にあたっては、本基本方針「第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項」に従って検討されるものであり、科学的知見に基づき被害を判定するとともに、適正な執行体制の確保、指定に伴う社会的・経済的影響も考慮することとしています。		1
36	5	17	レンゲが外来種による食害により、採蜜が蜂群生産がやりにくくなっている現在、アカシアに変わる蜜源植物がない。アカシアの木を、特定外来生物に指定しないでほしい。		個別の種の選定にあたっては、本基本方針「第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項」に従って検討されるものであり、科学的知見に基づき被害を判定するとともに、適正な執行体制の確保、指定に伴う社会的・経済的影響も考慮することとしています。		1
37	5	17	気候変動が激しい昨今、一応安定的な蜜源がアカシアしかなく、後継者を育てていく上で重要である。アカシアの木を、特定外来生物に指定しないでほしい。		個別の種の選定にあたっては、本基本方針「第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項」に従って検討されるものであり、科学的知見に基づき被害を判定するとともに、適正な執行体制の確保、指定に伴う社会的・経済的影響も考慮することとしています。		1
38	5	17	現在の日本は、特に地方では、実質所得が減る中、冬場の暖房に薪を使用する家が増加している。(薪ドロボウも発生)現金を使わずに暖を取るの、冬の寒冷が厳しくなっている北国において薪は大事な燃料となっている。アカシアは冬場なら切っても乾燥させずにすぐに使用できる。普通の薪2本に、アカシアの切った薪1本でストーブ等に使える。アカシアの木を、特定外来生物に指定しないでほしい。		個別の種の選定にあたっては、本基本方針「第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項」に従って検討されるものであり、科学的知見に基づき被害を判定するとともに、適正な執行体制の確保、指定に伴う社会的・経済的影響も考慮することとしています。		1
39	5	17	現在の気候は、外来種指定以上に我々人間が淘汰されるのではと思うような状況にある。その中で、燃料、治水、土木建材、蜜源として活用できるアカシアを外来種指定して、使用できなくするのは、人が生きていくための、選択肢を自ら小さくしてゆくのではないか。アカシアの木を、特定外来生物に指定しないでほしい。		個別の種の選定にあたっては、本基本方針「第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項」に従って検討されるものであり、科学的知見に基づき被害を判定するとともに、適正な執行体制の確保、指定に伴う社会的・経済的影響も考慮することとしています。		1
40	5	17	炭の原料として、堅木が好まれる。成長が早く、再生するアカシアは堅木で炭に利用されている。アカシアの木を、特定外来生物に指定しないでほしい。		個別の種の選定にあたっては、本基本方針「第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項」に従って検討されるものであり、科学的知見に基づき被害を判定するとともに、適正な執行体制の確保、指定に伴う社会的・経済的影響も考慮することとしています。		1
41	5	17	先人は、アカシアの特性をよく理解していたようである。コンクリートでの河川の土手を守るためアカシアを植えていた。また水の流れを変える杭にも使用し、治水にも利用している。近年の大雨で河川の土手が壊される中、いつまでコンクリートの土手を作れるだろうか。選択肢は残した方がよい。アカシアの木を、特定外来生物に指定しないでほしい。		個別の種の選定にあたっては、本基本方針「第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項」に従って検討されるものであり、科学的知見に基づき被害を判定するとともに、適正な執行体制の確保、指定に伴う社会的・経済的影響も考慮することとしています。		1

No.	頁	行	意見	理由	対応	修文有無	意見数
42	5	17	私は昭和49年に養蜂を始めました。蜜源樹や草花を増やして現在は安定した経営をしています。ローヤルゼリー、花粉交配、蜂蜜を採集して収入を得ています。これらの収入は蜂蜜生産が全体の7割を占めています。25年前に森林の重要さをより認識するため一口50万円出資して林野庁の「みどりのオーナー」になりました。平成24年北海道森林管理署から国有林を1町歩借り、アカエゾマツ、シナノキ、エンジュを植樹していますが、アカシアの木は規制が厳しく、植樹することは出来ません。日本のレンゲの蜂蜜は、外来生物タコゾウムシの被害で採れなくなり、それに変わる花として、アカシアの木は生長が早く、日本の養蜂産産を育て、後継者を育てるためにも最も重要な花です。私がいる後志養蜂組合は18名います。アカシアの蜂蜜が採れなくなれば、皆廃業におこまれてしまいます。アカシアの経済的な価値を深めるために、アカシアの木で炭を作ろうと考えています。アカシアの木を特定外来生物に指定しないで欲しい。		個別の種の選定にあたっては、本基本方針「第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項」に従って検討されるものであり、科学的知見に基づき被害を判定するとともに、適正な執行体制の確保、指定に伴う社会的・経済的影響も考慮することとしています。		1
43	5	19-21	科学的知見を踏まえ特に予防的観点から・・・属、科とあるが従来より日本に生息している樹木、特にハリエンジュ（ニセアカシア）は政策的にも長年植栽を行われ、日本各地に生息し今や従来の日本固有の植物と共生している姿が見受けられる。地域的に被害が出ているところもあると報じられているものの、マクロ的観点からは被害拡大の方向には受け取れないのが現状です。われわれ養蜂家はこのハリエンジュは大きな蜜源であり、その蜂蜜は今や国民の誰もがこよなく愛し日常生活においても需要は高まる一方であります。また養蜂家にとっても生活の基盤となる蜜源であり、蜜蜂の増殖にも欠かせない物となっています。ハリエンジュの伐採が進む中、信州の養蜂家の中には廃業に追い込まれる者も多く、日本の農業（ポリネーターとしての需要）を支える根幹が揺らぐこととなります。ハリエンジュに関しては科学的根拠がミクロの範囲（特に大きく侵食している、もしくは被害が出ている）で方向付けされている感がありわれわれ養蜂家はもちろんのこと、アカシアの蜂蜜を愛する国民の多くが納得をしていない現状だと思われま。今回の法改正での見直しの中にハリエンジュの外来種指定の枠組みの見直しと、特に大きく被害が及ぶ特定地域の選定とその選定場所の対象物のみを最小限の範囲で対処する方法を取り込むよう切に望むものです。ましてや、ハリエンジュに関して属、科に至るまでの駆逐は到底承服できるものではなく、ひいては日本の養蜂業の根幹を揺るがすこととなり、今後ポリネーターとしての蜜蜂の減少にも大きく関わることだといえます。ぜひとも今般の見直し時期に、「ハリエンジュ（ニセアカシア）」の対象からの見直しと、被害が拡大した地域のみ最小限の範囲内での考慮をお考え頂きたく意見申し上げます。社団法人 日本養蜂はちみつ協会からもハリエンジュの保護をお願いしているところでもあり、日本の養蜂業を守る観点からご再考をお願い致します。		ご指摘のハリエンジュ(ニセアカシア)は特定外来生物に指定されておらず、現時点ではその利用に法的な規制はありません。個別の種の選定にあたっては、本基本方針「第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項」に従って検討されるものであり、科学的知見に基づき被害を判定するとともに、適正な執行体制の確保、指定に伴う社会的・経済的影響も考慮することとしています。		1
44	7	12-17	「特定外来生物の逸出等を防止するために必要な施設の基準を定める際には、原則として、次の考え方によるものとする。ア 特定外来生物の逸出等を防ぐ構造及び強度とすること。イ 人の生命・身体に危害を及ぼす外来生物については、第三者が容易に特定外来生物に接触できない構造及び強度とすること。」に以下を追加する。「ウ その生物が、必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるような施設とすること」	逸出等を防止に重点をおいて、その生物の習性や生態に配慮することが忘れられてはならない。	特定飼養等施設は特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するために、逸出等を防止できる施設であることが重要であり、特定外来生物の飼養等許可を受けることができる許可基準としては、原案のとおりとさせていただきます。 なお、人が占有している動物で哺乳類、鳥類、爬虫類は、動物の愛護及び管理に関する法律第44条に基づく愛護動物の適用を受けず。		20

No.	頁	行	意見	理由	対応	修正有無	意見数
45	7	12-17	意見No. 44と同一	逸出等を防止に重点をおきながらも、その生物の習性や生態に配慮することが忘れられてはならない。命ある痛みを感じるものであることを忘れてはいけないから	特定飼養等施設は特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するために、逸出等を防止できる施設であることが重要であり、特定外来生物の飼養等許可を受けることができる許可基準としては、原案のとおりとさせていただきます。 なお、人が占有している動物で哺乳類、鳥類、爬虫類は、動物の愛護及び管理に関する法律第44条に基づく愛護動物の適用を受けます。		1
46	7	12-17	意見No. 44と同一	外来生物といえども習性や生態に配慮しなければならないからです。	特定飼養等施設は特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するために、逸出等を防止できる施設であることが重要であり、特定外来生物の飼養等許可を受けることができる許可基準としては、原案のとおりとさせていただきます。 なお、人が占有している動物で哺乳類、鳥類、爬虫類は、動物の愛護及び管理に関する法律第44条に基づく愛護動物の適用を受けます。		90
47	7	12-17	習性などを考慮して不快な状態をおかないようにしてください。	習性を無視して保管すると動物虐待になるかもしれないから。	特定飼養等施設は特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するために、逸出等を防止できる施設であることが重要であり、特定外来生物の飼養等許可を受けることができる許可基準としては、原案のとおりとさせていただきます。 なお、人が占有している動物で哺乳類、鳥類、爬虫類は、動物の愛護及び管理に関する法律第44条に基づく愛護動物の適用を受けます。		1
48	7	12-17	「運動、休息、睡眠に配慮した飼育環境を提供すること」を付け加えてください。	より快適な環境を用意するのが、生き物に対する当然の人間の義務だから。	特定飼養等施設は特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するために、逸出等を防止できる施設であることが重要であり、特定外来生物の飼養等許可を受けることができる許可基準としては、原案のとおりとさせていただきます。 なお、人が占有している動物で哺乳類、鳥類、爬虫類は、動物の愛護及び管理に関する法律第44条に基づく愛護動物の適用を受けます。		1
49	7	12-17	意見No. 44と同一	動物愛護管理法改正時にやかましく飼養環境について意見が提出されたことは記憶に新しいです。外来生物の使用環境も同様の基準を使うべきです。	特定飼養等施設は特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するために、逸出等を防止できる施設であることが重要であり、特定外来生物の飼養等許可を受けることができる許可基準としては、原案のとおりとさせていただきます。 なお、人が占有している動物で哺乳類、鳥類、爬虫類は、動物の愛護及び管理に関する法律第44条に基づく愛護動物の適用を受けます。		5
50	7	12-17	意見No. 44と同一	逸走にばかり留意した結果、虐待に近い飼養状況になるのは望ましくないと考えます。	特定飼養等施設は特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するために、逸出等を防止できる施設であることが重要であり、特定外来生物の飼養等許可を受けることができる許可基準としては、原案のとおりとさせていただきます。 なお、人が占有している動物で哺乳類、鳥類、爬虫類は、動物の愛護及び管理に関する法律第44条に基づく愛護動物の適用を受けます。		1
51	7	12-17	意見No. 44と同一	逸走だけを考えると動物虐待に近い飼養になりかねないのでこの一文が必要だと考えます。	特定飼養等施設は特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するために、逸出等を防止できる施設であることが重要であり、特定外来生物の飼養等許可を受けることができる許可基準としては、原案のとおりとさせていただきます。 なお、人が占有している動物で哺乳類、鳥類、爬虫類は、動物の愛護及び管理に関する法律第44条に基づく愛護動物の適用を受けます。		1
52	7	12-17	「特定外来生物の逸出等を防止するために必要な施設の基準を定める際には、原則として、次の考え方によるものとする。 ア 特定外来生物の逸出等を防ぐ構造及び強度とすること。 イ 人の生命・身体に危害を及ぼす外来生物については、第三者が容易に特定外来生物に接触できない構造及び強度とすること。」の後に次のような内容を付け加えてください。 「苦痛なく過ごせるよう虐待とならないような環境であること」	飢え、痛みを感じる生き物だということを忘れずに虐待とならないような方法を考えるのは最低限の思いやりであるから	特定飼養等施設は特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するために、逸出等を防止できる施設であることが重要であり、特定外来生物の飼養等許可を受けることができる許可基準としては、原案のとおりとさせていただきます。 なお、人が占有している動物で哺乳類、鳥類、爬虫類は、動物の愛護及び管理に関する法律第44条に基づく愛護動物の適用を受けます。		1

No.	頁	行	意見	理由	対応	修正有無	意見数
53	7	12-17	意見No. 44と同一	命ある者に対する必要な配慮であるから	特定飼養等施設は特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するために、逸出等を防止できる施設であることが重要であり、特定外来生物の飼養等許可を受けることができる許可基準としては、原案のとおりとさせていただきます。 なお、人が占有している動物で哺乳類、鳥類、爬虫類は、動物の愛護及び管理に関する法律第44条に基づく愛護動物の適用を受けます。		1
54	8	4	「愛玩」を「愛がん」に改めています。しかし、現在「玩」の漢字は、常用化されています。したがって、逆に、他の箇所の「愛がん」を「愛玩」に改めるべきだと思います。		ご意見を踏まえ、「愛がん」を「愛玩」に修正します。	○	1
55	8	33	オオキンケイギク等の駆除を市民が行おうとする場合に現行法では法に触れて活動ができないので要件を提示して欲しい。 例：種子をつける前段階でオオキンケイギクを根ごと抜き取り、可燃ゴミ袋に密封すれば、移動・ゴミ出しが許可される。	オオキンケイギク等の特定外来植物の駆除を市民が行おうとする場合に、現行法では移動してはいけない部分で法に触れて活動ができないため。	平成24年12月に環境大臣及び農林水産大臣に対して中央環境審議会が意見具申した「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置」において、個人やボランティア等による外来生物法の確認・認定を受ける必要のないような小規模の防除が円滑に進展するよう、外来生物法における運搬や一時保管等の規制の運用等について、わかりやすく適切なものとなるよう検討するべき」との指摘がなされており、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。		1
56	8	8-10	「特定外来生物をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものとする。」を「特定外来生物をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、「動物の殺処分方法に関する指針」に基づき、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものとする。」に書き換えるべき。	最低限の動物への配慮が必要。	ご意見を踏まえ、「…殺処分しなければならない場合には、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年7月総理府告示第40号)に準じ、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものとする。」と修正します。	○	19
57	8	8-10	意見No. 56と同一	どんな生物であれ、苦痛を伴う殺処分は生物を管理する人間として行うべきではなく、命に対する最低限の配慮であるから	ご意見を踏まえ、「…殺処分しなければならない場合には、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年7月総理府告示第40号)に準じ、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものとする。」と修正します。	○	1
58	8	8-10	意見No. 56と同一	痛みを与えるのは不憫なのでできる限り、苦痛を与えない方法で行ってください。	ご意見を踏まえ、「…殺処分しなければならない場合には、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年7月総理府告示第40号)に準じ、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものとする。」と修正します。	○	1
59	8	8-10	意見No. 56と同一	苦痛を与えない方法をとることは対象となる生き物のためだけでなくその措置を行わなければならない人間の人權にもかかわることであるから	ご意見を踏まえ、「…殺処分しなければならない場合には、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年7月総理府告示第40号)に準じ、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものとする。」と修正します。	○	1
60	8	8-10	意見No. 56と同一	せっかく指針があるのだから適用するべき	ご意見を踏まえ、「…殺処分しなければならない場合には、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年7月総理府告示第40号)に準じ、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものとする。」と修正します。	○	1

No.	頁	行	意見	理由	対応	修正有無	意見数
61	8	9-10	捕獲した個体は原則として殺さず、保護することとすべき。自然界から隔離し、市民への普及啓発となるように、環境学習施設で飼養するなどを検討すべき。殺処分の場合には、これまでアライグマを撲殺したり、溺死させたりする事例が報告されており、こういった残虐な殺処分が行われないよう取り締まるべき。	人間の責任で起こった問題であり、外来動物は命を持つものであることから、人道的な解決法を取る必要がある。自分が払った税金は外来動物を殺すことではなく、生かすことに使って欲しい。	特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。一部、例外的に防除個体の飼養等を認めている場合もありますが、全ての防除個体を飼養等することは個体数も多く費用やスペースの面から現実的ではありません。なお、特定外来生物以外の外来種について、捕獲された個体が展示施設等で引き取られている事例があると承知しています。 また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。なお、特定外来生物の防除については、できる限り苦痛を与えない適切な方法にて行うこととすることは本基本方針に記載しているところです。		1
62	10	17-	不妊措置についても書いてください。	ワクチンなどの研究が行われていますので、殺さないで頭数を減らす方法を希望します。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		1
63	10	17-	防除方法の一つとして避妊を付け加えてください。	避妊についての研究も進んでいるようです。有効な方法だと思いますし、現時点でも捕獲殺処分では限界があると思います。避妊の研究の推進も含め積極的に取り組むべきだと思うので。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		1
64	10	17-18	特定外来生物の防除（捕獲、採取又は殺処分、被害防止措置の実施等）を行うこととするを「特定外来生物の防除（捕獲、採取又は殺処分、被害防止措置の実施、避妊去勢（ワクチン）等）を行うこととする」に書き換えるべき。	海外ではワクチンによる野生動物の個体管理に成功しているところもある（PZPワクチンは鹿の体内で抗体を作り、その抗体が卵子の周りのタンパク質と結合し、受精を妨げる。PZPはホルモン剤ではなく、受精以外には作用しない。ニューヨークのファイアー島など、7つの州で、2000頭以上に鹿に投与がおこなわれている）動物を殺すこともなく穏やかな個体管理をおこなうことのできるワクチンという方法を、視野に入れていくべきではないだろうか。日本でも免疫去勢製剤（インプロバック 豚用）が2011年にすでに承認されており、人道的な方法として、インプロバックの野生動物への応用も検討していく必要があると思う。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		17
65	10	17-18	特定外来生物の防除の中に、避妊去勢手術をした上での野外への放出を加えるべき。	兵庫県伊丹市の昆陽池で、外来生物法が施行される前、ヌートリアを捕獲し、避妊去勢手術をした上でもとの池に戻す活動が行われていた。確実にヌートリアの個体数を減らし、命を奪うことなく、子どもにも説明しやすい方法だったが、法律が施行されたためにできなくなった。このような命にやさしい外来動物対策が行われるようにすべき。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		1

No.	頁	行	意見	理由	対応	修文有無	意見数
66	10	17-18	意見No. 64と同一	野生動物でもカナダのバンフ公園のエルフや日本の高崎山のサルにインプラントの不妊措置が施されているし、アメリカなどでは餌に混ぜる不妊薬もある。命を奪う方法ではなく、このような不妊措置による個体数コントロール、ひいては数の減少を目指すべきであるから	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		1
67	10	17-18	避妊という方法を書き加えてください。	たとえば本年度農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業は野生動物個体数調節のための雄性避妊手法の開発です。捕獲駆除では効果は限定的であったことから研究がおこなわれています。 <a href="http://www.s.affrc.go.jp/docs/gaiyou/pdf/25026a.pdf">http://www.s.affrc.go.jp/docs/gaiyou/pdf/25026a.pdf</a> このような研究を進めて、殺処分数を減らすことは効果のうちでも期待されていると思います。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		1
68	10	17-18	防除の中に避妊措置を加えてください。	避妊（不妊去勢手術、避妊薬、避妊ワクチン）などは殺処分に代わる人道的方法として期待が寄せられています。まずは離島など、避妊の効果が出やすい場所からでも実験的に導入してみるべきです。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		89

No.	頁	行	意見	理由	対応	修文有無	意見数
69	10	17-18	意見No. 68と同一	<p>避妊化ワクチンなどが殺処分にかわる人道的方法として研究されています。駆除という方法には捕獲駆除業者を儲けさせるためという風説※もながれています。また捕獲駆除には限界があることもすでに言われています。捕獲駆除一辺倒の方法の費用対効果を見直して、避妊化ワクチンなどによる繁殖制限、個体数コントロールに取り組んでいただきたいと思ひます。</p> <p>※外来動物根絶作戦の意外な仕掛け人たち—研究者・捕獲業者。  <a href="http://kumamori.org/activity1/exotic/alienspeciesjbfsvIEWS/">http://kumamori.org/activity1/exotic/alienspeciesjbfsvIEWS/</a>  わたしたちは度々、兵庫の地から和歌山県を訪れ、和歌山県庁、近隣市役所、サル被害に悩む農業者、地元住民、いろんな人たちと対話するなかで、『台湾ザル・混血ザル全頭殺害を望んでいる県民など誰もいない!』という意外な事実を発見しました。(地元農家は、ただ単に、サルが田畑や集落に出て来ないようにと望んでいただけです。)では一体、だれがこの計画を推し進めようとしているのでしょうか。ニホンザルの遺伝子が汚染されるのを研究上いやがっているサルの研究者たち(日本霊長類学会、日本生態学会、日本哺乳類学会の強硬な申し入れ)、そして彼らにつながり、捕獲殺害業務を請け負って利益を上げようとしている駆除業者たち、この二者が、外来種根絶作戦の仕掛け人であることがわかってきました。研究者とこれら業者は、「全頭捕獲して終生飼育」、又は「避妊手術後、野に返そう」と、人間的な解決法をあれこれ考えていた県行政を転換させ「全頭捕獲殺害」に、持って行ってしまいました。私たちはこの時、研究者の権威や、仕事を作ってもうけようと行政に言い詰める業者の力が、結局、行政を動かしてしまう仕組みを知りました。(ちなみに、和歌山県では平成14年度初めに、駆除業者に640万円のお金が前払いされ、15頭の混血ザルが捕獲殺害されました。(1頭で40万のうけ)</p>	<p>避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。</p>		4
70	10	17-18	防除手段は殺処分にこだわらず避妊(不妊)等の(麻酔銃等や置き餌による薬剤投与他)を取るべき。	<p>生物の繁殖状況からもわかる通り、捕獲殺処分を1個体ごとに実行しても繁殖可能な雌雄2個体からは複数の次世代が多年にわたって生まれてきます。生命倫理の観点からも1個体が繁殖しないよう、不妊(避妊)の方法を選ぶべきだと思います。何故ならば『殺処分』しても全体の自然繁殖を阻止するのは実質的に不可能(前述)でありまた、捕獲依頼を受けた業者等も永遠に収入が見込める(故意に商売の元を無くすことはない)方法を取ると思われ、結果的に『殺処分』という非業死を無駄に繰り返すだけだと考えます。何卒、増えた個体一部の殺処分という繰り返しを避け自然繁殖のループを断ち切る(不妊)という方法を取っていただきたいと思ひます。</p>	<p>避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。</p>		1
71	10	17-18	意見No. 68と同一	<p>避妊化ワクチンなどが殺処分に代わる人道的方法として研究されています。駆除という方法には捕獲駆除業者を設けさせるためという風説もながられています。また捕獲駆除には限界があることもすでに言われています。捕獲駆除一辺倒の方法の費用対効果を見直して、避妊化ワクチンなどによる繁殖制限、個体数コントロールに取り組んでいただきたいと思ひます。</p>	<p>避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。</p>		1

No.	頁	行	意見	理由	対応	修正有無	意見数
72	10	17-18	意見No. 64と同一	海外ではワクチンによる野生動物の個体管理に成功しているところもある。動物を殺すこともなく穏やかな個体管理を行うことのできるワクチンという方法を視野に入れていくべきである。日本でも免疫去勢製剤（インプロバック 豚用）が2011年にすでに承認されており、人道的な方法として、インプロバックの野生動物への応用も検討していく必要があると思う。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		1
73	10	17-18	意見No. 64と同一	海外ではワクチンによる野生動物の個体管理に成功しているところもあります。日本でも試験的にでもよいから、不妊措置によるコントロールについて積極的に取り組んでほしいです。殺処分に代わる方法として研究、導入を是非お願いします。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		5
74	10	17-18	防除の種類の中に避妊化を加えてください。	捕獲駆除には多くの国民も不快な感情を持つ中で、たとえば岡山理科大、岐阜大学、琉球大学などで特定外来生物のフリマングースの避妊化ワクチン開発がおこなわれている、効果的な屋外での投与手法など早急に研究が進捗し、殺処分に代わる新しい個体数抑制手法として確立してほしい。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		1
75	10	17-18	防除の種類の中に避妊化を加えてください。	殺処分ではない方法を採用することが生命が軽んじられている日本の若者、子供たちへの教育に大切だと思うから	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		1
76	10	17-18	意見No. 64と同一	人間は生き物の命をとるといって究極の虐待を行う以前に不妊措置で対応する方法をもっとさぐるべきだから。またそのような薬剤や方法が一部、すでに試みられているから我が国でも積極的に不妊措置という方法をとっていただきたい。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		1

No.	頁	行	意見	理由	対応	修正有無	意見数
77	10	17-18	意見No. 64と同一	個人的なことですが被災地で飼い主からはぐれた犬や猫の繁殖制限の奉仕活動をしています。少し前までペットへの不妊手術さえも抵抗を感じる風潮がありましたが、今では飼い主のいる、いないにかかわらず、不妊手術による問題解決は一般的になってきました。殺処分に代わる方法として認められてきたからでしょう。野生動物、特定外来生物にも不妊手術や不妊薬がもっと積極的に考えられてもいいのではないのでしょうか。海外、国内での実例を参照して、不妊手術や不妊薬によるよりソフトな繁殖制限と問題解決を望みます。問題点もあるかと思いますがメリットも大きいと思います。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		1
78	11	22-24	不妊措置も書いてください。	ワクチンなどの研究が行われていますので、殺さないで頭数を減らす方法を希望します。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		1
79	11	22-24	避妊も付け加えてください。	殺処分は残酷です。できるだけソフトな方法をとるべきだと思うので。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		1
80	11	23-24	「防除の目標に照らし、捕獲、採取、殺処分、防護柵の設置等の方法を明らかにするとともに、捕獲等した個体の取扱いの方法についても明らかにする。」を「防除の目標に照らし、捕獲、採取、殺処分、防護柵の設置、避妊去勢（ワクチン）等の方法を明らかにするとともに、捕獲等した個体の取扱いの方法についても明らかにする。」に書き換えるべき。	海外ではワクチンによる野生動物の個体管理に成功しているところもある（PZPワクチンは鹿の体内で抗体を作り、その抗体が卵子の周りのタンパク質と結合し、受精を妨げる。PZPはホルモン剤では無く、受精以外には作用しない。ニューヨークのファイアー島など、7つの州で、2000頭以上に鹿に投与がおこなわれている）動物を殺すこともなく穏やかな個体管理をおこなうことのできるワクチンという方法を、視野に入れていくべきではないだろうか。日本でも免疫去勢製剤（インプロバック 豚用）が2011年にすでに承認されており、人道的な方法として、インプロバックの野生動物への応用も検討していく必要があると思う。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		18
81	11	23-24	避妊についても書くべき	たとえば本年度農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業は野生動物個体数調節のための雄性避妊手法の開発です。捕獲駆除では効果は限定的であったことから研究がおこなわれています。 <a href="http://www.s.affrc.go.jp/docs/gaiyou/pdf/25027a.pdf">http://www.s.affrc.go.jp/docs/gaiyou/pdf/25027a.pdf</a> このような研究を進めて、殺処分数を減らすことは効果的のうえでも期待されていると思います。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		1

No.	頁	行	意見	理由	対応	修正有無	意見数
82	11	23-24	避妊についても書くべき	避妊（不妊去勢手術、避妊薬、避妊ワクチン）などは殺処分にかわる人道的な方法として期待が寄せられています。まずは離島など、避妊の効果が出やすい場所からでも実験的に導入してみるべきです。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		90
83	11	23-24	意見No. 82と同一	意見No. 164と同一	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		4
84	11	23-24	意見No. 80と同一	海外ではワクチンによる野生動物の個体管理に成功しているところもある。動物を殺すこともなく穏やかな個体管理を行うことのできるワクチンという方法を視野に入れていくべきである。日本でも免疫去勢製剤（インプロバック 豚用）が2011年にすでに承認されており、人道的な方法として、インプロバックの野生動物への応用も検討していく必要があると思う。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		1
85	11	23-24	意見No. 80と同一	海外ではワクチンによる野生動物の個体管理に成功しているところもあるようです。日本でも積極的に研究し、モデルケースとして実験的にもよいから不妊措置による外来生物の繁殖制限をしていただきたいので。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		5
86	11	23-24	避妊化についても書くべき	捕獲駆除には多くの国民も不快な感情を持つ中で、たとえば岡山理科大、岐阜大学、琉球大学などで特定外来生物のフリマングースの避妊化ワクチン開発がおこなわれている、効果的な屋外での投与手法など早急に研究が進捗し、殺処分に代わる新しい個体数抑制手法として確立してほしい。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		1

No.	頁	行	意見	理由	対応	修正有無	意見数
87	11	23-24	避妊も書き加えてください	避妊は殺処分に代わる人道的方法として期待が寄せられています。研究を推奨し実践することが国民の生命尊重の啓蒙に必要なだから。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		1
88	11	23-24	「防除の目標に照らし、捕獲、採取、殺処分、防護柵の設置等の方法を明らかにするとともに、捕獲等した個体の取扱の方法についても明らかにする。」を「防除の目標に照らし、捕獲、採取、殺処分、防護柵の設置、不妊措置等の方法を明らかにするとともに、捕獲等した個体の取扱いの方法についても明らかにする。」にしてください。	人道的な扱いとして不妊措置を併記していただきたいから	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		1
89	11	23-24	意見No. 80と同一	個体的なことですが被災地で飼い主からはくれない犬や猫の繁殖制限の奉仕活動をしています。少し前までペットへの不妊手術さえも抵抗を感じる風潮がありましたが、今では飼い主のいる、いないにかかわらず、不妊手術による問題解決は一般的になってきました。殺処分に代わる方法として認められてきたからでしょう。野生動物、特定外来生物にも不妊手術や不妊薬がもっと積極的に考えられてもいいのではないのでしょうか。海外、国内での実例を参照して、不妊手術や不妊薬によるよりソフトな繁殖制限と問題解決を望みます。問題点もあるかと思いますがメリットも大きいと思います。	避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		1
90	12	28-31	「科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら防除を実施するため、学識経験者、関係行政機関、自然保護団体、地域住民のほか、必要に応じて農林水産業団体や狩猟者団体等から成る協議のための場を設け、防除実施計画の作成、実施方法についての検討、防除活動の評価等を行えるようにする。」を「科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら防除を実施するため、学識経験者、関係行政機関、自然保護団体、動物愛護団体、地域住民のほか、必要に応じて農林水産業団体や狩猟者団体等から成る協議のための場を設け、防除実施計画の作成、実施方法についての検討、防除活動の評価等を行えるようにする。」に書き換えるべき。（「動物愛護団体」を追加）	命あるものである動物を殺す「防除」をおこなう際に、動物の立場からの意見を考慮することは欠かせない。	地域の生態系や農林水産業、人の生命・身体に係る被害を防止するための協議の場であることから、原案のとおりを例示しています。取扱にあたっては、できる限り苦痛を与えない方法で行うことなど、動物愛護の観点からの配慮については、第4.2(3)の留意事項として記載しているところです。		20
91	12	28-31	意見No. 90と同一	物言えぬ生き物の立場を代弁する組織が参加して初めてバランスのとれた施策がおこなえるから	地域の生態系や農林水産業、人の生命・身体に係る被害を防止するための協議の場であることから、原案のとおりを例示しています。なお、特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。取扱にあたっては、できる限り苦痛を与えない方法で行うことなど、動物愛護の観点からの配慮については、第4.2(3)の留意事項として記載しているところです。		1
92	12	28-31	意見No. 90と同一	動物愛護の立場からの発言も当然考慮されるべきだから。	地域の生態系や農林水産業、人の生命・身体に係る被害を防止するための協議の場であることから、原案のとおりを例示しています。なお、特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。取扱にあたっては、できる限り苦痛を与えない方法で行うことなど、動物愛護の観点からの配慮については、第4.2(3)の留意事項として記載しているところです。		1

No.	頁	行	意見	理由	対応	修正 有無	意見数
93	12	28-31	意見No. 90と同一	公平に意見をもとめるべきであり、被害を訴える側のみならず、客観的に被害の有無を判断できるような人材も参加が望ましい	地域の生態系や農林水産業、人の生命・身体に係る被害を防止するための協議の場であることから、原案のとおりを例示しています。なお、特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。取扱にあたっては、できる限り苦痛を与えない方法で行うことなど、動物愛護の観点からの配慮については、第4.2(3)の留意事項として記載しているところです。		1
94	12	28-33	協議及び検討の場に、動物愛護団体を入れるべき。	周囲の人たちと外来生物問題について話す機会があると、「殺されてかわいそう」という意見が少なからず出される。より多く一般市民の感覚を施策に反映させるようにするために、動物愛護団体の参加が必要。	地域の生態系や農林水産業、人の生命・身体に係る被害を防止するための協議の場であることから、原案のとおりを例示しています。なお、特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。取扱にあたっては、できる限り苦痛を与えない方法で行うことなど、動物愛護の観点からの配慮については、第4.2(3)の留意事項として記載しているところです。		1
95	13	21-29	「ア 防除の実施に当たっては、設置した捕獲器具等を適切に管理できる体制の確保など錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、また、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、本法に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。イ 防除に使用する捕獲器具等（銃器を除く。）には、猟具捕獲器具ごとに、実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲器具等の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあっては、捕獲器具等を設置した場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によることもできるものとする。」を「ウ 捕獲器具を使用してはならない」に変更すべき。	捕獲器具による錯誤捕獲の例は枚挙に暇がない。またトラバサミ、くくりわなにかかった動物は逃れようと自分の足が千切れるまで暴れることもある。アライグマの捕獲に使われている「エッグトラップ」はアライグマの損傷が少ないという研究（Journal of Wildlife Disease, 1993）もあるが「前足を挟むタイプのエッグトラップは、捕獲した動物がパニックになるため、暴れた動物が骨折、脱臼、自分で肢を食いちぎったりする可能性がある」という東京農工大学の報告もある（※）。また、同大学は、「既存の箱罠、およびエッグトラップは、本州ではニホンザル、アナグマ、テンがかかることがわかっており、捕獲者が手間を疎んで在来種でも殺処分する機会が多いことがわかっている」（※）とも報告しています。 ※ <a href="http://www.carnecco.jp/about/project_006.html">http://www.carnecco.jp/about/project_006.html</a> 捕らえられた動物は捕獲者がやってくるまで、何時間もわなにかけられたまま苦しまなければならない。ワナはすべからず非人道的であり、使用すべきではない。	外来生物の防除には何らかの捕獲器具が必要であり、錯誤捕獲や危険な捕獲器具等の利用を防ぐための考え方については、第4.2(3)及び(4)に記載しているところです。		20
96	13	21-29	意見No. 95と同一	理由は痛みを伴う捕獲方法は動物愛護の観点から認めることはできないから	外来生物の防除には何らかの捕獲器具が必要であり、錯誤捕獲や危険な捕獲器具等の利用を防ぐための考え方については、第4.2(3)及び(4)に記載しているところです。		1
97	13	21-29	「苦痛を与えるような捕獲器具を使用してはならない。また捕獲器具の使用は不妊去勢手術などの避妊措置目的に限る」に変えてください。	苦痛を与えるような捕獲器具の使用は動物虐待にあたるから。苦痛を与えない捕獲機の使用は繁殖制限のための不妊手術に限り必要です。	特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えており、また、避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、取扱にあたっては、できる限り苦痛を与えない方法で行うことなど、動物愛護の観点からの配慮については、第4.2(3)の留意事項として記載しているところです。		1
98	13	21-29	「避妊措置以外の目的で、捕獲器具を使用してはならない」に変えてください。	動物愛護上の観点から、避妊措置目的での安全な捕獲器具の使用は必要です。	特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えており、また、避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、取扱にあたっては、できる限り苦痛を与えない方法で行うことなど、動物愛護の観点からの配慮については、第4.2(3)の留意事項として記載しているところです。		90

No.	頁	行	意見	理由	対応	修正有無	意見数
99	13	21-29	「ア 防除の実施に当たっては、設置した捕獲器具等を適切に管理できる体制の確保など錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、また、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、本法に基づく防除を実施していることを証する書類の形態を定めるものとする。 イ 防除に飼養する捕獲器具（銃器を除く。）には、捕獲器具ごとに、実施者の住所、氏名、電話番号の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲器具等の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあっては、捕獲器具等を設置した場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によることもできるものとする。」を「苦痛を伴う捕獲器具を使用してはならない」に変えてください。	動物愛護の考え方から、痛みを与える方法は避けるべきであるから。	外来生物の防除には何らかの捕獲器具が必要であり、錯誤捕獲や危険な捕獲器具等の利用を防ぐための考え方については、第4.2(3)及び(4)に記載しているところです。		1
100	13	21-29	意見No. 95と同一	くくりわななどは大変痛みもあり苦しむ。動物虐待に当たるような方法は避けるべきだから	外来生物の防除には何らかの捕獲器具が必要であり、錯誤捕獲や危険な捕獲器具等の利用を防ぐための考え方については、第4.2(3)及び(4)に記載しているところです。		1
101	13	32-33	捕獲した個体は原則として殺さず、保護することとすべき。自然界から隔離し、市民への普及啓発となるように、環境学習施設で飼養するなどを検討すべき。殺処分の場合には、これまでアライグマを撲殺したり、溺死させたりする事例が報告されており、こういった残虐な殺処分が行われないよう取り締まるべき。	人間の責任で起こった問題であり、外来動物は命を持つものであることから、人道的な解決法を取る必要がある。自分が払った税金は外来動物を殺すことではなく、生かすことに使って欲しい。	特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。一部、例外的に防除個体の飼養等を認めている場合もありますが、全ての防除個体を飼養等することは個体数も多く費用やスペースの面から現実的ではありません。なお、特定外来生物以外の外来種について、捕獲された個体が展示施設等で引き取られている事例があると承知しています。 また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。なお、特定外来生物の防除については、できる限り苦痛を与えない適切な方法にて行うこととするは本基本方針に記載しているところです。		1
102	15	11	市民団体等が防除活動をしたと申し出て国や地方公共団体は面倒くさがる人が多いので、環境省、国交省と各地方自治体ごとに生物多様性に関する担当責任者を市民窓口として置き、協力したり、他の関係する役所と連携対応を義務付けるような法制度を確立して欲しい。	市民団体等が防除活動をしたと申し出て、国や地方公共団体はなかなか許可も協力もしてくれないことが多いため。予算がないのなら、せめて市民のやる気や活力を利用して、特定外来種の防除を推進するべきである。	環境省では各地方環境事務所が防除の手続等について窓口の役割を担っています。必要に応じて、関係行政機関と情報を共有し、連携して防除を行っています。今後も地方公共団体をはじめ、関係機関との連携を強化していくものと考えます。		1
103	16	12	消毒又は廃棄の命令は、輸入品等の所有者等の財産権を直接制約する重大な処分です。それにもかかわらず、ここに掲げられている考え方には、輸入品等の所有者等への配慮が欠けており、妥当でないと思います。したがって、「特定外来生物等の取り除きを阻害しない限度で、輸入品等の所有者等への損害がなるべく小さくなるよう配慮すること。」を考え方として加えるべきだと思います。		ここでは、特定外来生物に係る被害の防止を目的とした命令の手順及び基準について記載しています。特定外来生物の消毒基準等の設定にあたっては、第5-3(1)に記載しているとおり、輸入業者等の関係者の意見を聴取の検討を含めて行うこととしており、その検討の中で一定の配慮が行われるものと考えます。		1
104	19	23-24	「地域固有の生態系を保全する重要性と外来生物対策の必要性について、国民に対し普及啓発を図るものとし」を「地域固有の生態系を保全する重要性と「特定外来生物」とされて奪われる多くの命や外来生物の輸入規制の重要性について、国民に対し普及啓発を図るものとし」に書き換えるべき。	根本的な問題を国民に知らせるべき。日本は世界で最も多種多様な動物が輸入されている国の一つといわれており（厚生労働省サイトより）、ここにこそ大きな問題がある。	ここでは外来生物対策それ自身が目的ではなく、生態系の保全の重要性とそのため外来生物対策が必要なことについて普及啓発を図る、との趣旨で記載しています。外来生物対策としては輸入規制の重要性はもちろんのこと、適正な飼養管理、防除等も重要であると考えています。ご意見も踏まえ、「特に、地域固有の生態系を保全する重要性とともに、新たな外来生物による生態系に係る被害の未然の防止や生態系に係る被害を及ぼしている外来生物の防除等の対策の必要性について、国民に対し普及啓発を図る。」と修正します。	○	19

No.	頁	行	意見	理由	対応	修正有無	意見数
105	19	23-24	意見No. 104と同一	日本は世界で最も多種多様な動物が輸入されている国の一つといわれており、業者の利益のために安易に輸入された生き物の末路について現実に行き起きている悲惨な結末を青少年をはじめ国民全体に映像、画像なども用いてリアルに伝えるべきであるから	ここでは外来生物対策それ自身が目的なのではなく、生態系の保全の重要性とそのため外来生物対策が必要なことについて普及啓発を図る、との趣旨で記載しています。外来生物対策としては輸入規制の重要性はもちろんのこと、適正な飼養管理、防除等も重要であると考えています。ご意見も踏まえ、「特に、地域固有の生態系を保全する重要性とともに、新たな外来生物による生態系等に係る被害の未然の防止や生態系等に係る被害を及ぼしている外来生物の防除等の対策の必要性について、国民に対し普及啓発を図る。」と修正します。	○	1
106	19	23-24	意見No. 104と同一	根本的な問題を国民に知らせるべき。	ここでは外来生物対策それ自身が目的なのではなく、生態系の保全の重要性とそのため外来生物対策が必要なことについて普及啓発を図る、との趣旨で記載しています。外来生物対策としては輸入規制の重要性はもちろんのこと、適正な飼養管理、防除等も重要であると考えています。ご意見も踏まえ、「特に、地域固有の生態系を保全する重要性とともに、新たな外来生物による生態系等に係る被害の未然の防止や生態系等に係る被害を及ぼしている外来生物の防除等の対策の必要性について、国民に対し普及啓発を図る。」と修正します。	○	1
107	19	23-24	意見No. 104と同一	人間の利益のために持ち込まれたものとして憐れむ気持ちを国民に持たせること、同時にそのような問題を引き起こしている動物取扱業者の責任を知らせることこそ啓発すべき内容であると思うから。	ここでは外来生物対策それ自身が目的なのではなく、生態系の保全の重要性とそのため外来生物対策が必要なことについて普及啓発を図る、との趣旨で記載しています。外来生物対策としては輸入規制の重要性はもちろんのこと、適正な飼養管理、防除等も重要であると考えています。ご意見も踏まえ、「特に、地域固有の生態系を保全する重要性とともに、新たな外来生物による生態系等に係る被害の未然の防止や生態系等に係る被害を及ぼしている外来生物の防除等の対策の必要性について、国民に対し普及啓発を図る。」と修正します。	○	1
108	19	23-24	意見No. 104と同一	輸入規制こそ有効な手立てであり、その重要性を国民に知らしめることこそ必要であるから	ここでは外来生物対策それ自身が目的なのではなく、生態系の保全の重要性とそのため外来生物対策が必要なことについて普及啓発を図る、との趣旨で記載しています。外来生物対策としては輸入規制の重要性はもちろんのこと、適正な飼養管理、防除等も重要であると考えています。ご意見も踏まえ、「特に、地域固有の生態系を保全する重要性とともに、新たな外来生物による生態系等に係る被害の未然の防止や生態系等に係る被害を及ぼしている外来生物の防除等の対策の必要性について、国民に対し普及啓発を図る。」と修正します。	○	1
109			『被害防止に資する学術研究のため放流できる』について研究のためとはいえ、特定外来生物を放流することには反対する。放流後に完全にコントロールできるとは思えない。万一コントロールできない場合、新たな生態系破壊に発展する恐れがあるため。		効果的な防除手法の検討のため、捕獲した特定外来生物に発信器を装着して行動調査を行うことなども有効な場合があると考えます。このため、改正外来生物法では新たに、特定外来生物の野外への放出等について、防除の推進に資する学術研究の目的であり、かつ、その放出等により、その生息地又は生育地が拡大させるおそれがないこと等、新たに深刻な被害が発生しない範囲において実施される場合には許可を受けることができることとなりました。ご意見のとおり、新たな生態系等への被害を発生させるおそれがある場合には許可されるべきではないことから、本基本方針第35に許可基準等の考え方を記載しているところ です。		1
110			なるべく外国由来の生物が日本の自然界にいないことが望ましいが、現在問題にされている外来動物は、もとは人間の都合で導入したものであることから、殺処分ありきではなく、生かすことを前提に考えるべき。	人間の責任で起こした問題であり、外来動物は命を持つものであることから、人道的な解決法を取る必要がある。	防除することは、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。なお、特定外来生物の防除については、できる限り苦痛を与えない適切な方法にて行うこととするは本基本方針に記載しています。また、人間活動によって問題が起こっていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していく必要があると考えています。		1

No.	頁	行	意見	理由	対応	修文有無	意見数
111			外来生物が日本の生態系に与えている影響として「駆逐」、「損壊」、「遺伝的かく乱」といった言葉が使われているが、人間がこれらの生物を導入してきたことを考えると、生物の側を極悪扱いする表現であり、違和感を覚える。人間の起してきた問題であるということを明記すべき。	外来生物問題は人間が起こした問題であり、人間の側が責任を感じない限り、同じ問題が繰り返される。	外来生物は人為的に導入され、問題が起きていることは、第1.1において背景として記載しているところです。		1
112			なるべく外国由来の生物が日本の自然界にいないことが望ましいが、現在問題にされている外来動物は、もとは人間の勝手に持ってきたものであるため、殺処分はおかしい。	人間の勝手に起こした問題であり、自分が相手の動物の身になって考えたら[想像したら]むやみに殺せない。人間も動物の命も同じ尊いそれである。今の世、簡単に命を粗末にする事件が多いがこのようなことが遠因である。子供の教育にも悪影響を与える。人道的な解決法を取る必要がある。飛躍するが、今日の極端な水害、土砂崩れなどは人間の環境破壊や簡単に野生動物を排除する風潮は因果応報である。自然に対するバチが当たっていると思う。	特定外来生物の防除は、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えていますが、防除される個体に、できる限り苦痛を与えない適切な方法にて行うことは本基本方針に記載されています。 また、人間活動によって問題が起きていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していく必要があると考えます。		1
113			まずは輸入させないでください。そして、今ある命は痛みを伴う捕殺ではなく、不妊措置や不妊ワクチンによる人道的な個体数コントロールを望みます		外来生物にも侵略性が低く、有用性の高いものも多いことから、外来生物法では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を規制しています。 特定外来生物の指定は、その被害に係る科学的な知見に基づき行われますが、この知見がないものの、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある外来生物については、未判定外来生物として指定し、輸入にあたって事前の届出を義務付けています。被害を及ぼすものであるかどうかの判定が行われ、被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知がなされるまでは未判定外来生物は輸入できないこととなります。生態系等に係る被害の防止の観点から、予防的観点に立ち、未判定外来生物に指定するよう努めることを第6.1(1)エとして記載しています。 なお、環境省においては、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていくべきと考えます。また、人間活動によって問題が起きていることも含めて、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考えます。 また、避妊去勢を行った場合でも、捕食等による生態系等への被害がなくなるわけではなく、また、野外に生息する多くの個体に不妊措置を施すことは現実的ではないことから、避妊去勢を防除手法と位置付けることは適当でないと考えます。なお、不妊化した特定外来生物を大量に放出等することで効果的・効率的な効果が得られる防除手法が確立されている場合には、放出等による防除として位置付けることは考えられますが、この場合には、第4.1(3)イに記載しているとおり、他の手法よりも高い防除効果が見込まれること等が基準となり、単に不妊化することによりその個体群の長期的な自然衰退を見込む方法はこれには当たりません。		1